

(注) 1. 普通道設置事業費の補助事業費には受託事業費のうちの補助事業費を含み、半世帯事業費には同様団体施設事業費負担金及び受託事業費のうちの半世帯事業費を含む。
2. 東京都特別区における基準財政収入額及び基準財政需要額は、特別区財政調整交付金の算出に要した値であり、財政力指数は、前記の基準財政需要額及び基準財政収入額により算出。
3. 産業構造の比率は分母を産業人口総数とし、分母不能の産業を除いて算出。
4. 人口については、調査対象年度の1月1日現在の住民基本台帳に登録されている人口に基づいている。
5. 面積については、調査対象年度の10月1日現在の市区町村、都道府県、全国の状況をとるとまとめた「全国都道府県市区町村別面積図」（国土地理院）による。
6. 個人所得保障の観点から、対象となる職数及び人口は2人の場合、「給付月額(円)」及び「当該年平均給付月額(円)」を「アスタリスク(*)」としている。（その他、数値の無い欄については、すべてハイフン(-)としている。）